

制度概要

川棚町中小企業振興資金保証（略称:川棚）		
目 的	川棚町内の中小企業の振興を図るため、町内中小企業者への低利な融資の円滑化を図り、中小企業者の経営の健全な発展に資することを目的とする。	
保 証 の 対 象 （ 資 格 要 件 ）	川棚町内に事業所を有し、同一事業を1年以上継続して営む中小企業者であって、町税を完納している者。	
対 象 資 金	事業資金（運転資金、設備資金）	
保 証 条 件	貸付限度額	1,000万円
	保証期間	運転資金 7年以内（うち据置 1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置 1年以内）
	返済方法	原則として、分割返済
	貸付形式	原則として、証書貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年1.90%
保 証 料 率	基準料率	年0.45%～1.90%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ③保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。
	保証料補助	川棚町が年1.00%を上限として補助を行う。 ただし、適用料率③による保証料率引上げ分を除く。
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象	
取扱金融機関	十八親和銀行	
申 込 時 添 付 書 類	①東彼商工会川棚支所が発行する「川棚町中小企業振興資金貸付あっせん書」(写) ②その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	申込先：東彼商工会川棚支所、親和銀行川棚支店、十八銀行川棚支店 ※町税を滞納していないことの証明書は申込先に提出する。	
実 施 日	昭和46年5月1日 創設 令和7年7月7日 最終改正	